

木更津駐屯地でのオスプレイ定期機体整備の中止を求める意見書（案）

昨年12月13日夜間米海兵隊、普天間基地所属のMV-22オスプレイが名護市安部地区の浅瀬に墜落大破した。この事故からわずか6日後の12月19日、機体の安全性が確認されたとして米軍は飛行訓練を再開した。本県においても、12月14日木更津駐屯地でのオスプレイ定期機体整備作業の見合わせを県と木更津市が要請したにもかかわらず、6日後の12月20日「予定通り1月から」と防衛省が通達し、先般最初の整備機体が飛来したところである。

今回の墜落事故は、かねてより指摘されているオスプレイの構造的欠陥と危険性を露わにしたものである。オートローテーションの不備、空中給油のハード面での欠陥や訓練の危険性に関する検証もなされず、また今回の事故原因の詳細な検証もなされないままの訓練再開と木更津駐屯地への飛来と整備、試験飛行は木更津市民のみならず県民全体の不安を募らせるものである。

防衛省は空中給油訓練について「事故原因を完全に特定するには至っていない」としたものの、米軍の「安全対策は有効」との説明を受け訓練再開を容認しており、菅官房長官も「防衛省、自衛隊の専門的知見に照らした結果、事故防止に有効と認められる対策を幅広くとっていると認められた」としている。政府自らは何ら調査することなく、米軍の発表を鵜呑みにするだけの米国優先であり軍事優先であると断じざるを得ない。さらに、この問題は陸上自衛隊が購入し、同じく木更津駐屯地での定期機体整備を行う予定の17機のオスプレイにも付随するのである。

千葉県議会としては、県民の生命と生活を守る立場より、米海兵隊MV-22オスプレイの木更津駐屯地での定期機体整備強行に抗議し、以下の事項を強く求めるものである。

1. 米海兵隊に対して、事故原因の徹底究明及び同型機による飛行訓練・空中給油訓練の中止を求めること。
2. MV-22オスプレイの木更津駐屯地での定期機体整備を中止すること。
3. 防衛省は安全性の確証の取れないMV-22オスプレイの購入と運用を撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年〇月〇日

千葉県議会議長

内閣総理大臣